

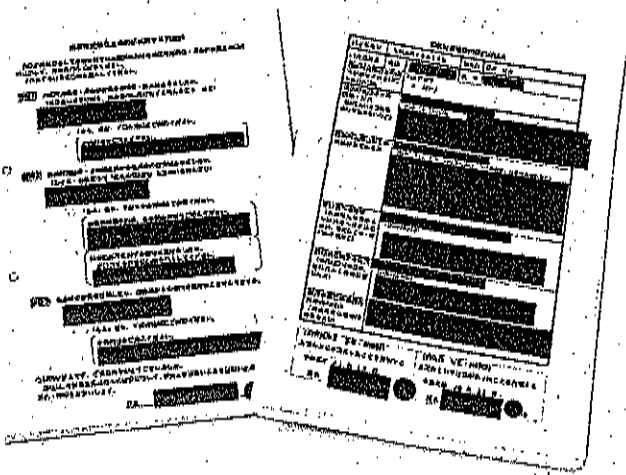
違法塗り黒 領受品金品

調査資料公開を命令

「公務の公正関わる情報」

福井地裁判決

関西電力役員らに多額の金品を渡していた高浜町の元助役森山栄治氏（故人）が福井県職員にも金品を贈っていた問題で調査した県の調査委員会の報告書を送り、県が情報公開請求や資料の一部を不開示としたのは違法だと、市民オンブズマン福井が不開示取り消しを求めた訴訟の判決言い渡しが21日、福井地裁であった。上杉英司裁判長は「公務の公正に強く関わる情報」として請求を全面的に認め、原告側が勝訴した。



福井新聞が当時情報公開請求し開示された県調査委員会の聞き取り調査票(右)と書面による調査票。回答部分は全て黒塗りだった

訴訟などによる、県設置の調査委員会は2019年11月、現職幹部と元幹部ら計109人が、森山氏から現金や贈答品を受け取っていたとする報告書を発表。原告は報告書の基礎・根拠となった資料一式の開示を請求し、職員への聞き取り調査票と書面による調査票が開示された。このうち黒塗りされていた「調査対象者の回答内容」と「森山氏と関係があった高浜町内の贈答会社名」について原告が公開を求めた。

県側は「個人に関する情報で、調査対象者が特定される可能性がある」と調査対象者と調査委員会との間で

公開しない「黙示の合意」がある。今後、同様の調査を行う際に協力を得られなくなる恐れがある」として不開示の正当性を主張していた。

上杉裁判長は判決理由で、県が不開示とした「調査対象者の回答内容」について「公務員の職務遂行の適正性にかかわる情報だ」と評価。開示しても「公

福井県幹部の金品受領問題 関西電力役員らが高浜町の元助役森山栄治氏（故人）から金品を受領していたことが発覚し、県は2019年10月に調査委員会を設置。調査対象者を377人を調査対象とし、聞き取りや書面での313人から回答を得た。同11月公表の報告書によると、現役12人と退職者97人の計109人が森山氏から金品や贈答品を受領していた。県は現金小判と前職券の計20万円相当を受け取り、現役1人を戒告の懲戒処分、退職者28人を戒告相当、書面謝罪相当とした。

務屋らの権利利益を不当に「」に開いても、開示で同社の競争優位性が低下する恐れはないと述べ、不開示は違法だとしたと結論付けた。黙示の合意に關して「不開示を」推認させる事情はない」とし、今後の調査への影響についても「被告が指摘するようには正確な事実の把握を困難にする具体的な恐れがあるとは言えない」と退けた。「高浜町内の贈答会社名」

「」に開いても、開示で同社の社会的評価が低下する恐れはなかったと判断した。判決後、杉本理治知事は「主張が認められなかったことは誠に遺憾で、判決内容に十分精査した上で、今後の対応を検討していく」とのコメントを出した。今後、判決が確定すれば調査対象者の回答内容が明らかになる。